

世田谷区放置自転車対策業務委託 公募型プロポーザル実施要領兼説明書

1 事業概要

- (1) 契約予定件名 放置自転車対策業務委託（単価契約）
- (2) 事業内容 別紙1 委託事業詳細を参照のこと
- (3) 委託期間 令和9年4月1日から令和12年3月31日まで
 - ※ 契約は単年度ごととし、各年度における本業務の予算配当があり、かつ令和10年度以降の契約については、前年度の履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。
 - ※ 契約期間中に事故または履行不良が頻繁にみられる場合などは、この契約を変更または解除することがある。

2 提案限度額 年額：348,100,822円（税込み）

3 プロポーザル方式を採用する理由

世田谷区では放置自転車対策として、駅周辺の自転車利用者への啓発や自転車の整理誘導、放置自転車撤去等を実施しているが、放置の状況や駐輪場の利用状況は地域によって異なっており、加えて自転車等放置禁止区域外にあっても放置自転車対策を求める区民の声は大きい。

これらを解決するためには駅周辺はもとより、それ以外の地域を包括して放置自転車対策を行うとともに、「自転車コールセンター」や現場における自転車利用者等との対応、特定個人情報の保護に最善の注意を払い業務を遂行し、鉄道事業者や商店街等との対応を円滑かつ丁寧に行い、関連する業務内において必要な業務情報の迅速な共有を図ることができる、事業者の総合的な力量や対応能力が強く求められる。

このため、単なる価格競争ではない企画提案方式により、事業者を公募し選定する「公募型プロポーザル方式」を採用することとする。

4 プロポーザルへの参加資格

以下の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録があり、営業種目「警備・受付等」の等級格付がAのもの。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）の規定に該当する者でないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税、市町村民税に滞納のないこと。
- (5) 過去5年以内に、地方自治体の放置自転車対策業務や同業務におけるコールセンター業務を受託した実績があること。
- (6) 警備業法第4条に規定する都道府県公安委員会の認定を受け、かつ東京都内に本社または支店等を設置している法人であること。

- (7) ISO9001（品質マネジメントシステム）の認証を取得していること。
- (8) ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）または、プライバシーマークの認証を取得していること。
- (9)「放置自転車対策業務委託事業者選定委員会設置要綱」により設置された選定委員会の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。
- (10) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

5 実施要領兼説明書の交付

- (1) 期間 令和8年10月23日（金）から11月 6日（金）
- (2) 方法 窓口での直接交付、若しくは世田谷区公式ホームページから希望者自らがダウンロードして取得すること（分類から探す>区政情報>契約・入札情報>発注情報>現在実施中のプロポーザル情報>住まい・街づくり・環境）
- (3) 場所 窓口の場合は、「15 担当部課」に同じ

6 参加表明書の提出

- (1) 提出先 「15 担当部課」に持参、又は郵送（郵送の場合は書留に限る）
- (2) 必要書類（各1部）
 - ① 参加表明書
 - ② 納税証明書（法人事業税、法人税、消費税及び地方消費税、発行から3か月以内）
 - * 法人事業税に関する納税期間は、令和5年度から令和7年度までの3年間。
 - * 法人税、消費税及び地方消費税は、納税証明書の様式その3の3とする。
 - ③ 他自治体の同様業務実績を確認できる書類（契約書の写し等）
 - ④ 警備業法第4条に規定する都道府県公安委員会の認定を受けていることが確認できる書類
 - ⑤ 東京都内に本社または支店等を設置している法人であることが確認できる書類
 - ⑥ ISO9001（品質マネジメントシステム）の認証を取得していることの確認ができる書類
 - ⑦ ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）または、プライバシーマークの認証を取得していることが確認できる書類
- (3) 提出期限 令和8年11月 6日（金） 午後5時必着

7 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

8 提案書の内容

- (1) 提案書提出者に選定された場合、下記の項目について、必要な書類を作成し、それぞれ必要事項を記述して提出すること。

1	委託実績に関する事項	他自治体での放置自転車対策業務の業務実績について記載して下さい。
---	------------	----------------------------------

2	業務実施方針に関する事項	2-1 本業務の役割や意義、実施にあたっての心構えを踏まえた実施方針を記載して下さい。
		2-2 近年の放置台数の推移を踏まえ、どこで、いつ、なぜ放置が発生しているのかを分析するとともに、その分析結果に基づく放置台数削減に向けた具体的方策について記載してください。
3	放置防止に関する事項	3-1 整理誘導業務の体制（人員、配置計画）と具体的な作業方法について記載して下さい。
		3-2 関係機関（警察、各道路管理者、店舗、鉄道事業者等）との連携や放置原因者等への働き掛けについて記載して下さい。
4	撤去活動に関する事項	4-1 放置禁止区域内と区域外とを効率的に活動し、放置台数を減少させるための撤去活動の基本的な考え方について記載して下さい。
		4-2 撤去を実施する作業体制（人員、配置計画）と、撤去計画、撤去頻度等について記載して下さい。
		4-3 自転車等の撤去の具体的作業方法を記載して下さい。
5	保管所の管理・運営に関する事項	具体的な管理体制（人員、配置計画）や運営方法について記載して下さい。
6	コールセンターの管理・運営に関する事項	6-1 放置自転車のコールセンター業務について、過去の経験を踏まえ、当区の事業における運営方法を、新たな提案を含め記入して下さい。
		6-2 コールセンター業務における社員研修の頻度と内容について実績を記入して下さい。
		6-3 放置自転車の撤去業務や保管所管理業務との連携について、具体的な方針・方法を記入して下さい。
7	区民対応に関する事項	区民対応に対する考え方、職員への接遇教育、苦情対応について記載して下さい。
8	安定的且つ安全な業務履行に関する事項	8-1 業務履行におけるトラブルの未然防止策について記載して下さい。
		8-2 クレーム対応や事故等において想定される危険な場面での具体的な対応方法について記載して下さい。
		8-3 緊急時における業務体制と対策を記載して下さい。
		8-4 金銭事故防止に向けた金銭管理方法を記載して下さい。
		8-5 個人情報保護の方策について記載して下さい。
9	準備作業及び次期引継ぎ作業に関する事項	9-1 準備体制、要員、技能について記載して下さい。
		9-2 準備作業スケジュール、職員研修について記載して下さい。

	項	9-3 次期業務受託者への引継ぎ作業を記載して下さい。
10	価格に関する事項	10-1 見積書を作成し、積算内訳を記載して下さい。また、総額を12分割した月額も記載して下さい。総額は、税別額と税込額の両方を記載して下さい。
		10-2 業務履行におけるコスト削減に向けた取組みについて記載して下さい。
11	その他追加提案事項	1 から 10 までの他、追加提案に関する事項について記載して下さい。

(2) 提案書の作成要点

- ① 提案書の書式は、「A4サイズ縦置き、横書き」とすること。
- ② 提案書の本文に用いる文字の大きさは、11ポイント以上とすること。
- ③ 提案書の枚数は、表紙、目次を除き30ページを上限とすること。
- ④ 提案書の部数は、正本1部、副本5部（副本は写し可）にて提出すること。
- ⑤ 正本は、会社名を表紙に記載し、両面刷りとすること。
- ⑥ 副本は、表紙、本文全ページから会社名及び会社名を類推できるような表現を削除し、両面刷りとすること。
- ⑦ 提案書の表紙には以下の項目を記載すること。
宛名 世田谷区土木部交通安全自転車課 宛
件名 放置自転車対策業務委託提案書
提出年月日 提出年月日を記載のこと

9 提案書に係る質問の受付

- (1) 受付期間 令和8年11月16日（月）から11月19日（木）午後5時必着
- (2) 提出方法 参加有資格者あてに担当部課から電子メールで送る、様式3「質問書兼回答書」を使用し、「15担当部課」まで電子メールでの提出とする。
- (3) 回答方法 質問をとりまとめた後、参加者全員に対して電子メールにて回答する。
- (4) 回答予定 令和8年11月20日（金）から11月24日（火）の間

10 提案書の提出

- (1) 提出先 「15 担当部課」に持参、又は郵送（郵送の場合は書留に限る）
- (2) 必要書類（各正本1部、副本5部、副本は写し可）

- ① 提案書
- ② 法人の財務状況がわかる書類
- ③ 法人の定款等
- ④ 法人の登記事項証明書（発行から3か月以内）
- ⑤ 法人の事業経歴・概要（発行から3か月以内）

＊ 正本は社名の記載があるものとし、副本は会社名及び会社名を類推できるような表現を削除して作成すること。

(3) 提出期限 令和8年12月 7日(月) 午後5時必着

1.1 提案書の審査方法

「放置自転車対策業務委託事業者選定委員会設置要綱」により設置された選定委員会にて、「放置自転車対策委託事業者選定基準」に基づき審査する。構成員は以下の通り。

委員長：土木部長 畝目 晴彦

委員：烏山総合支所長 堂菌 次男

委員：土木部交通安全自転車課長 藤川 明博

委員：土木部工事第一課長 高橋 厚信

委員：みどり33推進担当部公園緑地課長 中杉 広志

提出された提案書及びヒアリング実施により、評価基準に基づいて審査・配点し、総合的により順位を決定する。

(1) 審査方法

提案者の中から、下記「評価基準」に基づき、プレゼンテーション及び提案書に基づき総合的に審査を行い、契約する候補者を選定する。

なお5社以上から応募があった場合は、事前審査として提案書について書類審査を行い、その上位3社程度を選定する。

(2) 1次審査（書類審査）

- ① 提案書の内容について選定上確認等の必要がある場合は説明を求めることがある。
- ② 1次審査の通過予定数は3社程度とする。
- ③ 結果通知予定日 令和8年12月22日(火)に結果通知文書を発送する。

(3) 2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

- ① 日程 令和9年 1月13日(水)
- ② 場所 世田谷区役所本庁舎内会議室
- ③ 内容 プレゼンテーション約20分程度、ヒアリング約15分程度
- ④ 結果通知予定日 令和9年 1月18日(月)に結果通知文書を発送する。

1.2 提案書を特定するための評価基準

- (1) 委託実績に関する事項
- (2) 業務実施方針に関する事項
- (3) 放置防止に関する事項
- (4) 撤去活動に関する事項
- (5) 保管所の管理・運営に関する事項
- (6) コールセンターの管理・運営に関する事項
- (7) 区民対応に関する事項
- (8) 安定的且つ安全な業務履行に関する事項
- (9) 準備作業及び次期引継ぎ作業に関する事項
- (10) 価格に関する事項

(11) その他追加提案事項

1.3 スケジュール

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 手続き開始の公告日 | 令和8年10月23日(金) |
| (2) 実施説明書の交付期間 | 令和8年10月23日(金) から
令和8年11月6日(金) 午後5時 |
| (3) 参加表明書提出期限 | 令和8年11月6日(金) 午後5時 |
| (4) 提案者招請通知発送 | 令和8年11月13日(金) |
| (5) 質問受付期間 | 令和8年11月16日(月) から
令和8年11月19日(木) 午後5時 |
| (6) 質問回答送付 | 令和8年11月20日(金) から
令和8年11月24日(火) の間 |
| (7) 提案書提出期限 | 令和8年11月13日(金) から
令和8年12月7日(月) 午後5時 |
| (8) 1次審査結果通知発送 | 令和8年12月22日(火) |
| (9) 2次審査 | 令和9年1月13日(水) |
| (10) 2次審査結果通知発送 | 令和9年1月18日(月) |
| (11) 契約予定時期 | 令和9年4月1日(木) |

1.4 特記事項

- (1) 提案書作成に係る費用とその取り扱い
 - ① 提案書の作成に係る経費は参加者の負担とする。
 - ② 提案書は、選定以外に無断で使用しない。
 - ③ 提案書は返却しない。
- (2) 提案書の提出期限後の変更や差し替え、再提出は認めない。
- (3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約保証金は不要とする。
- (5) 契約書作成を要する。
- (6) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を、当該業務の委託契約の相手方と随意契約により契約する予定は無い。
- (7) 区担当課は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口は、下記「1.5 担当部課」に同じ。
- (9) 本契約における契約の締結は、本事業における令和9年度予算が区議会で議決、承認されることを条件とする。
- (10) 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、世田谷区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。
- (11) 区担当課との契約では単年度で予定価格2,000万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙2を確認

すること。

- 1 5 担当部課 世田谷区土木部交通安全自転車課 担当者：金子、水野
(所在地) 〒158-0094 世田谷区玉川一丁目20番1号
世田谷区二子玉川分庁舎 A棟2階29番窓口
※令和8年12月28日に本庁舎（世田谷4-21-27）へ移転予定
(受付時間) 祝日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後5時
(電 話) 03-6432-7968 (直通)
(ファクシミリ) 03-6432-7996